

鉱泉浴場経営申告書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日
申告者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)		申告者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)
(ふりがな)		㊞
担当者氏名		電話 ー

鉱泉浴場の経営について, 京都市市税条例の一部を改正する条例 (平成22年3月26日京都市条例第43号) 附則第3条の規定により申告します。

申告の区分		<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()				
経営開始又は異動年月日		年 月 日				
鉱泉浴場施設	所在地					
	(ふりがな)					
	名称					
施設の種類		<input type="checkbox"/> 公衆浴場 (<input type="checkbox"/> 物価統制令により統制額の指定を受けているもの <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> ホテル又は旅館 <input type="checkbox"/> その他 ()				
施設の利用区分	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	日帰り施設の併設	宿泊定員	部屋数		
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	人	室 (延べ畳)		
	<input type="checkbox"/> 日帰り施設	利用料金 (消費税額及び地方消費税額相当額を含む。)		平日	円	
				休日	円	
施設の浴槽数		総浴槽数 (うち鉱泉を利用する浴槽数)				
施設の営業時間等		営業時間	時 分から		時 分まで	
		休業日				
温泉法による営業許可日		年 月 日				
公衆浴場法による営業許可日		年 月 日				
旅館業法による営業許可日		年 月 日				
備考 (上記以外の変更等)						

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。

3 日帰り施設 (宿泊施設で日帰り施設を併設するものを含む。) にあっては, その利用料金が分かる資料を添付してください。

4 温泉法, 公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(2)中「市税」を「入湯税」に改め、同表中

(47) 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第43号)附則第3条の規定により市長に提出しなければならない申告書	様式 第47号
---	---------

を

(47) 条例第180条第3項の規定により市長に提出しなければならない納入申告書	様式 第47号
(47の2) 条例第181条第1項の規定により発する更正又は決定に係る通知書及び条例第183条第1項の規定により発する過少申告加算金額等の決定通知書	様式 第47号の2
(47の3) 条例第184条の規定により市長に提出しなければならない申告書	様式 第47号の3

に改める。

様式第2号を次のように改める。

市町村コード										
入湯税領収証書 ㊦										
口座番号			加入者名							
			京都市会計管理者							
申告年月			申告区分		指定番号					
年 月分			申告更正		決定					
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称 様										
百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
納入金額	税額									
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
上記の金額を領収しました。 (証券による納入の場合、証券金額の支払がなかったときは、この領収証書は、失効します。)										
京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者										領収日付印

(納入者保管)

市町村コード										
入湯税納入書 ㊦										
口座番号			加入者名							
			京都市会計管理者							
申告年月			申告区分		指定番号					
年 月分			申告更正		決定					
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称										
百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
納入金額	税額									
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
上記の金額を納入します。										
日 計										領収日付印
										口 円

(金融機関又は郵便局保管)

市町村コード										
入湯税納入済通知書 ㊦										
口座番号			加入者名							
			京都市会計管理者							
申告年月			申告区分		指定番号					
年 月分			申告更正		決定					
(特別徴収義務者) 住所又は所在地										
氏名又は名称 納										
百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
納入金額	税額									
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
上記の金額を収納したので通知します。 (あて先) 京都市長										
京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者										領収日付印
取りまとめ局			(受付店→ 銀行 店→加入者)							

(市保管)

様式第47号注以外の部分中「京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第43号）附則第3条」を「京都市市税条例第184条」に改め、同様式を様式第47号の3とする。

様式第46号の次に次の2様式を加える。

		指 定 番 号	
(あて先) 京 都 市 長		年 月 日	
申告者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)		申告者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)	
		電話 一 ⑩	
この申告に係る鉱泉浴場施設	所在地		
	名称		

入湯税の納入について, 京都市市税条例第180条第3項の規定により申告します。			
		宿 泊 客 分	日 帰 り 客 分
入 湯 客 総 数	①	人	人
課税免除となる入湯客数 (㉗+㉘+㉙)	②	人	人
区 分	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	㉗ (人)	(人)
	利用料金1,000円 (消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)以下	㉘ (人)	(人)
	そ の 他 ()	㉙ (人)	(人)
課税対象となる入湯客数 (①-②)	③	人	人
税 率	④	150円 (入湯客1人1泊につき)	100円 (入湯客1人1日につき)
入 湯 税 相 当 額 (③ × ④)	⑤	④ 円	⑤ 円
納入すべき入湯税額 (④ + ⑤)	⑥	円	
備 考			

注1 この申告書は, 前月中の入湯客について記載し, 毎月末日までに提出してください。

2 宿泊客に係る人数については, 実人数ではなく宿泊数による延べ人数を記載してください。

入 湯 税 更 正・決 定 通 知 書 第 号
加算金額の決定

指 定 番 号			
特 別 徴 収 義 務 者	様		
申 告 年 月		年	月 分
申 告 年 月 日		年	月 日

地方税法第 条の規定により、
 更正・決定
 下記のとおり 加算金額を決定 したので、
 通知します。

年 月 日
 京都市長



更正・決定等の理由			
-----------	--	--	--

区 分		課税標準となる入湯客数	税 率	入 湯 税 額
宿 泊 客	更 正 ・ 決 定 の 額 ①	人	1 5 0 円	円
	既 に 納 入 の 確 定 し た 入 湯 税 額 ②		1 5 0	
	こ の 通 知 書 に よ り 納 入 す べ き 入 湯 税 額 (①-②) ③		1 5 0	
日 帰 り 客	更 正 ・ 決 定 の 額 ④		1 0 0	
	既 に 納 入 の 確 定 し た 入 湯 税 額 ⑤		1 0 0	
	こ の 通 知 書 に よ り 納 入 す べ き 入 湯 税 額 (④-⑤) ⑥		1 0 0	

こ の 通 知 に よ り 納 入 す べ き 入 湯 税 額 (③ + ⑥)	⑦	
---	---	--

加 算 金 額	区 分		基 礎 と な る 税 額	算 定 率	加 算 金 額
	過 少 申 告 加 算 金 額	通 常 分	円	$\frac{100}{100}$	円
		加 重 分		$\frac{100}{100}$	
	不 申 告 加 算 金 額	通 常 分		$\frac{100}{100}$	
		加 重 分		$\frac{100}{100}$	
	重 加 算 金 額			$\frac{100}{100}$	
納 入 す べ き 加 算 金 額			⑧		

不足税額 に対する 延滞金	⑨	京都市市税条例第180条第3項の申告納入期限（以下「納期限」といいます。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額 なお、指定納期限までの延滞金は、円です。
---------------------	---	---

この通知により納入すべき額 (⑦+⑧+⑨)	円	指 定 納 期 限	年 月 日
--------------------------	---	-----------	-------

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成22年10月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市市税条例施行細則様式第31号は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)